地域再生計画

- 地域再生計画の名称
 都市交流と協働 森と農の再生計画
- 地域再生計画の作成主体の名称
 群馬県利根郡川場村
- 3. 地域再生計画の区域 群馬県利根郡川場村の全域

4. 地域再生計画の目標

(1)川場村の概要

川場村は、群馬県の北部地域の中心地沼田市の北10km、自然が残る武尊山の南麓に位置し、村の総面積85.29kmの87%が森林で、うち55%が国有林で占められ、耕地は僅か7%の典型的な中山間地域である。

基幹産業は農業で、昭和50年来より「農業プラス観光」を行政の拠として、ホテルSLを中心とした観光施設の整備や川場スキー場、道の駅川場田園プラザなどを整備し、観光農業の地域づくりを進めてきた。

昭和57年の新幹線の開通や昭和60年の関越高速道路の開通など、交通通信網が整備されことにより、首都圏からの時間が飛躍的に改善され、人的、物的交流が増加し地域経済が発展した。特に、昭和56年、東京都世田谷区と川場村間において結ばれた「区民健康村相互協力協定」以来、文化、教育、産業、スポーツ、福祉など各分野において、川場村を舞台に、村民と区民の交流事業が活発に展開され、都市の持つ文化と農村の持つ自然との共生による村づくりが進められている。

(2)川場村の農林業の現状

川場村の産業は農業によって支えられてきたが、価額の低迷や自由化などにより経営環境は厳しい状況にある。従来からの米、コンニャクの栽培に加え、近年の交通通信網の整備や都市との交流により観光農業へ取り組みが広まり、リンゴ、ブドウ、ブルーベリーなどの果樹やトマト、キュウリなどの野菜の栽培が盛んに行われている他、川場農産物のブランド化の推進により川場産米のコシヒカリを「雪ほたか」と称してブランド米の販売が進められ、新たな創造を目指した取り組みが行われている。しかし、農業従事者数は年々減少し、平成17年の国勢調査では516人、平成7年度の国勢調査の872人に比べ、356人となっている。また、川場村の林業は、農家

の副業として行っているものが殆どである。したがって、農業従事者数の減少は林業 従事者数の減少に繋がっている。専業の林業従事者数は、現在の森林、林産業に関わ る厳しい状況を反映して、同調査の比較で 9人となっており、若者の農林業離れが 進んでいる。村の高齢化率37.2%(平成17年国勢調査)を反映して、農林業従 事者の高齢化も進んでいる状況にある。

(3)川場村の農林業を取り巻く課題

川場村の森林・農地の環境は、従事者の高齢化や、価額の低迷に伴う経営意欲の低下により、若者の農林業離れが進んでいる。森林は地権者の手が入ることが少なく荒廃化し、農地は遊休化が進み、中山間地域の自然環境や景観が損なわれている状況にあり、森林の整備や遊休農地の活用は欠かすことのできない重要な課題である。

平成7年、このような状況から、川場の自然の再生や都市の水源地としての森林機能の保全活動を村内一部の森林、面積80haを「友好の森」に指定して、川場村と地権者間で30年間の「林地保存契約」を締結し、地権者から森林整備活動のフィールドを提供していただき、川場村と世田谷区、地権者等が協働で森林の整備活動を始めた。この「友好の森」事業により、森林の育成、保全や景観保全等が図られ、森を再生するに至り、今日も継続して事業が進められている。今後、この「友好の森」の事業が村内一部の箇所に留まることなく、村内全域に拡大展開を図り、村民や区民、地権者とともに、環境保全に取り組む企業やボランティア団体の参加をもとめ、川場村の原風景を再生する活動を恒久的に継続することが望まれる。

(4)本計画により実施する取り組み

本計画により実施する事業は、現在の森林・林産業に関わる厳しい状況を反映して、 手の入らなくなった森林を地権者、川場村、世田谷区、環境保全に取り組む企業、ボランティア団体が協働して森林を整備し、里山を再生するとともに、広く多くの人々が里山に親しめるよう、古道(山道)の再生、憩いの場を提供する林間広場(癒しの空間)の整備を進める。また、団塊の世代やUJIターン希望者の受け入れるためのバイオマス資源利用等によるエコ住宅の建設支援と遊休農地の活用、間伐材をはじめ地場の有良材を活用して、木材の集積、製材所の開設を進め、豊かな中山間地域の創造を目指す。具体的には、以下のような取り組みを行う。

- ・後山(里山)の再生:「友好の森」事業の全村展開のモデル事業として、地権者、 川場村、世田谷区、環境保全に取り組む企業、ボランティア団体が協働して森林 整備を行い、自然環境の保全、良好な里山の景観を再生し豊かな農村空間の形成 を進める。
- ・健康の道の再生:森林の整備によって、良好な景観が維持された後山(里山)が

再生される。多くの人々が森林浴、森林セラピー、自然観察など、里山に気軽に 訪れるよう古道(山道)を再生し、癒しの空間や環境教育空間、健康維持増進の ための空間を整備し、環境観光、健康観光を推進する。

- ・農の再生:後山周辺には、手の入らなくなった森林同様に、遊休農地が見受けられ、景観を損ねている状況にある。本計画により、農家の指導を受けた市民農園を開設し、農と土にふれあう環境学習の場の創出と環境保全活動を展開する。また、団塊の世代やUJIターンの受け入れとして、エコ住宅の建設を支援システムを整備し、地域間交流による市場の創出と地域活性化を図る。
- ・川場ブランドの創造:森林の保全活動によって生産される間伐材の集積や川場ブランド材の開発と、それらを活用した製材所を整備して木材の生産販売や団塊の世代受け入れのための住宅資材を提供できる生産・加工システムの構築を進める。また、間伐材を活用して、木工芸品の新規開発や木工芸教室を開催し、木のぬくもりなど木材にふれられる機会の提供、さらに、地域資源の循環社会構築に向けて、木質のバイオマスタウン構想も推進する。

(5)本計画による目標

(目標1)森林整備の実施面積(下草刈り、間伐、枝打ち、育林)

・平成20年度 15ha(18年度の3倍)

・平成26年度 127ha(18年度の25倍)

(目標2)遊休農地の活用(市民農園の開設)

・平成22年度 0.2ha(18年度の2倍)

·平成26年度 3.0ha(18年度の30倍)

(目標3)環境保全に取り組む企業の参加(古道の整備及び林道の草刈り)

・平成20年度 2件(18年度の2倍)

・平成26年度 10件(18年度の5倍)

(目標4)交流人口の拡大

- ・平成20年度 38,000人(18年度の3%程度の増加)
- ・平成26年度 41,000人(18年度の10%程度の増加)

(目標5)観光入り込み客数の増加

- ・平成20年度 720,000人(18年度の3%程度の増加)
- ・平成26年度 770,000人(18年度の10%程度の増加)

(目標6)木質ボイラー設置数の拡大

・平成26年度 4件(18年度の4倍程度の増加)

(目標7)木質ペレットストーブ普及の拡大

・平成26年度 40件(18年度の4倍程度の増加)

5.目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体概要

川場村の中心部にほど近いところに位置する独立峰で、標高は470m~632mの後山(里山)の整備は、本村の第3次総合計画(計画期間:平成17~26年)の主要テーマに位置づけられている。計画区域の森林面積127haの森林の整備、古道(山道)の再生を村民、区民、地権者、環境保全に取り組む企業、ボランティア団体が協働で整備する。森林の整備によって生産される間伐材の集積と製材所を整備し、それを活用して川場ブランド材や木工芸品の新規開発、また地域資源の循環社会構築に向け木質のバイオマスタウン構想を推進する。森林の整備や古道(山道)の再生により、多くの人々が里山に訪れるよう、林間広場(癒しの広場)を整備し、観光客の入り込みの増加を図る。また、里山周辺の遊休農地を活用して市民農園を開設し、団塊の世代やUJIターンを受け入れ、二地域間居住を推進して交流人口の増加を促し、地域活性化を目指した都市交流と協働による森と農の再生を進める。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし

5 - 3 その他の事業

5-3-1 支援措置を適用して行う事業

都市交流と協働による森と農の再生を実現するため、以下の支援事業を総合的かつ一体的に推進する。

里山エリア再生交付金【B1009】

後山周辺は、典型的な中山間地域となっており、近くに集落が点在している。居住地 周辺の森林は、水土保全林と循環利用林に区分され、これらの森林機能に留意し、地権 者の管理の下、風致に配慮しつつ木材の生産や特用林産物の生産を推進する。森林の整 備は、健康村里山自然学校と連携を図りながら、村民、区民、地権者、環境保全に取り 組む企業やボランティア団体が協働して整備し里山を再生する。施業は、長伐期(80 年~100年)の択伐複層林施業、小面積皆伐施業、修景林施業のうちいずれかの方法 で進め、下草刈り、間伐、枝打ち、育林を行うとともに、産出する間伐材の集積所、製 材所を整備する。また、森林整備に合わせ、昔、木材の搬出のために使われていた山道を整備して古道として再生すると共に、山頂周辺のロケーションの良い場所に林間広場を2カ所程度整備し、広く多くの人々が気軽に里山に訪れるような環境・健康教育の場を整備する。そこで、各種の森林施業の研修をはじめ、散策、自然観察、森林浴、森林セラピーなどの場、森林・林業体験の場、癒しの場として森林を活用する。また、現在の樹齢は30年から60年生のスギ、ヒノキが多い。これを80年から100年の長伐期にして、スギやヒノキの川場ブランド材化を図る。さらに、森林内には、幾筋もの沢があり沢水は農地を経由して集落に注いでいる。豪雨時に沢水が増水し、濁流が農地を押し流している状況にあり、里山の景観を損ねている。沢に木製のミニダムを整備し、森林及び農地の景観保全も推進する。

上下流連携いきいき流域プロジェクト事業【B1010】

東京都世田谷区と「区民健康村相互協力協定」を締結して以来25年間、文化、教育、産業、スポーツ、福祉、など各分野において展開されてきた人的、物的な様々な交流により、自然の親しみや自然への理解等の増進を図っている。具体的には、教育面では、小学校5年生を対象にした移動教室に、区内64校の児童が2泊3日の日程で川場村を訪れ、川場村の自然体験や農林業体験を学んでいる。文化面では、川場小学校4年生が世田谷区美術館の見学、写真や絵画、短歌・俳句の団体が世田谷区の写真展、絵画展、世田谷文学賞に出展している。スポーツ面では、区と村の野球やサッカーチームの交流戦や交流ゴルフ大会、ゲートボール大会も実施している。福祉面では、区内福祉作業所の農作業体験研修を行っている。また、産業面では、主に川場村の農産物を区内の市場や八百屋等において販売ルートを確保し、川場ブランドとして、米や野菜の販売を行っている。さらに、区内イベントに川場農産物のPRを兼ねて、年間50回程度物産展の出展をしている。これらの取組により、これまでに川場村を訪れた世田谷区民は130万人を超え、行政・住民同士の交流が深められている。

このような取組の一環として、上下流連携いきいき流域プロジェクトを活用しつつ、 利根川上流流域林業活性化センター(川場村含む)と東京都流域林業活性化センター(世 田谷区含む)と連携し、木材生産や育林作業の見学会を通して、森林の保全・森林機能 の理解など森林環境教育を推進し、森林・林産業への支援意識の一層の醸成を進める。 山村力誘発モデル事業【B1012】

森林の整備を将来継続的に実施し、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を吸収する森を再生するため、川場村と世田谷区の交流事業において、東京農業大学の協力を得て進めている、健康村里山自然学校のやま(森林)づくり塾(森林作業の基礎講座:下草刈り、間伐、枝打ち、育林作業を一泊二日の日程で年間4回、手道具による森林作業の基礎を学ぶ。修了者は、チェンソーなどの機械技術を修得する専科教室や全国的に通用するフォレスティングライセンスを追認可能な学校オリジナルの技術習得制度の試

験も受けられる。)のフィールドとしての活用及び村内の民有林で森林整備を行っている同塾修了者の任意団体である「やまづくりクラブ」の実践のフィールドとして活用するなど、都市と農山村における協働の森林整備を推進して里山の再生と農山村への交流居住を進める。

地域バイオマス利活用交付金【B1003】

森林整備により生産される間伐材等の未利用残材や製材工場等残材、建築発注残材、 剪定枝等を活用して、チップの利用とペレットの製品化を進め、それらを燃料とする木 質のボイラーを設置し、役場庁舎、文化会館等の公共施設や第三セクター等の事業所へ の暖房や給湯を推進する。また、木質のペレットストーブの小中学校、幼稚園などの教 育施設や一般家庭への普及を図り、本村に木質のバイオマスタウン構想を推進し、地域 資源の循環社会構築を進める。

5-3-2 独自の取組

木工芸品の開発

本村の木工芸品は、森林組合の「みみずく工房」において生産・販売されている。この「みみずく工房」を、当該事業で進める木材の集積・製材所周辺への、移転に向けた検討を行い、合わせて利根沼職業訓練校の誘致を進め、「みみずく工房」と職業訓練校の協働による生活用品や民芸品の新規開発を推進する。

安全で健康的で豊かな農村ライフの推進

遊休農地を活用して、健康村里山自然学校の農業塾(初心者が野菜づくりを学ぶ「初級編農業技術教室」一泊二日の日程で年8回開催 米づくりの「棚田オーナー制度」リンゴづくりの「レンタアップル」 自主的な農作業を楽しむ「レンタル農園」)のフィールドの提供や農家の指導を受けて「市民農園」を開設し、農と土にふれあう環境学習の場の創出と環境保全活動を展開する。特に、2007年度から団塊の世代の退職がはじまる。市民農園の参加者が農園の管理基地として村内に長期滞在できるよう、民宿等宿泊施設の利用や間伐材の提供等によるエコ住宅建設を支援して団塊の世代を受入、二地域間交流事業におけるシニア消費市場の創出による「好老化社会」に期待して、安全で健康的で豊かな農村ライフを進める。

6.計画期間

平成20年度~平成26年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後に、「4.地域再生計画の目標」に示す数値目標について、計画終了後に達成状況を評価する。また、計画期間中において、必要に応じて事業内容の見直しを図るため、事業主体において整備状況について評価、検討する。

8. 地域再生計画の実施に際し、当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし